

一般住宅の省エネ設備設置に係る補助を実施します

県では、地球温暖化防止及び経済対策のため、県が指定する省エネ設備を新たに複合的に設置する費用の一部を補助します。

1. 補助の概要

(1) 補助額

設 置 設 備	補 助 額
太陽光発電設備 + 省エネ設備	80,000円
太陽光発電設備 + 省エネ設備（一方が県内製造）	90,000円
太陽光発電設備 + 省エネ設備（両方が県内製造）	100,000円
省エネ設備 + 省エネ設備	40,000円
省エネ設備 + 省エネ設備（一方が県内製造）	50,000円
省エネ設備 + 省エネ設備（両方が県内製造）	60,000円

ただし、表のうち「省エネ設備 + 省エネ設備」については、別表「対象設備」の省エネ設備（B）同士の組み合わせは対象になりません。

補助額の加算対象となる「県内製造」とは、長崎県内の工場等で製造・加工する製品で、製造業者等により知事に所定の届出を行い、登録されたものを指します。

（登録された製品は、県未来環境推進課のホームページに随時掲載します）

(2) 補助件数

予算（104,000千円）の範囲内で実施します。

（約1,370件程度になると思われます。）

2. 補助金交付申請書の提出

(1) 提出期間

受付開始日	平成23年4月25日（月）
提出期限	平成24年1月31日（火）

期限内であっても、補助件数に達した場合はその時点で受付を終了します。

実績報告書の提出期限は平成24年2月29日ですのでご注意ください。

(2) 申請回数

交付申請の受付は、1つの建物に2回までとします。

（集合住宅の場合は、1世帯につき2回まで）

(3) 申請書の提出先 長崎県未来環境推進課

県の出先機関では受け付けませんのでご注意ください。

郵送の場合	(郵送先) 〒850-8570 長崎市江戸町 2-13 長崎県 未来環境推進課	・ 課名 (未来環境推進課) を明記してください。 ・ 書留など、配達記録の確認ができる方法で郵送してください。
直接持参の場合	(提出先) 日生ビル 4階 長崎県 環境部 未来環境推進課	・ 県庁正門前信号交差点の北西の角の建物 (4階) です。 ・ 受付時間 : 9:00 ~ 17:45 ただし、12:00 ~ 13:00 の間を除く

3 . 補助金交付に係る要件の概要

以下の要件をいずれも満たすこと

- (1) 県の定める省エネ設備を新たに複合的に設置すること。
23年度より、太陽光発電システムを含まない省エネ設備の組み合わせも補助対象としています。
- (2) 太陽光発電システムを設置する場合は、電灯契約を結んでいる個人 (又は法人) であること。
- (3) 設置する建物は、長崎県内において住居として使用され、又は使用される予定のものであること (店舗、事務所等との兼用は可とする)。設置する建物が補助事業者の所有物でない場合は、書面による所有者の設置承諾を受けていること。

4 . 対象となる設備の概要

- (1) 住宅用太陽光発電システムを設置する場合は、J - P E C が行う住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の交付規程第 4 条に定める要件に適合するもの。
- (2) 省エネ設備は、県の定める要件に適合するもの (別表「対象設備」参照)。
- (3) 長崎県内に本支店等を有する者が施工 (下請けを含む。) する設備であること。
ただし、以下のいずれかに該当する場合を除く。
離島において、島内に業者が存在しない場合
請負契約を行った業者の県内の支店等又は別の県内事業者が施工する場合
県内に事務所等が無いが、県内在住者が施工作業に従事する場合

5 . 注意事項

- (1) 既に対象設備を設置した場合、既に対象設備の設置工事に着手している場合、既に対象設備付き住宅の引き渡しを受けた場合は補助の対象となりません。
ただし、平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 5 月 20 日までの間に対象設備の設置

工事に着手した場合は、補助の対象となります。

(2) 他の補助金等との重複について【重要】

1	エコキュート、エコウィル、エコジョーズ、エコフィール及びエネファームに係る国の補助金との関係	エコキュート、エコウィル、エコジョーズ、エコフィール及びエネファーム等の省エネ設備に係る国の補助金は、他の補助金と重複して受給することができませんのでご注意ください。
2	住宅版エコポイントとの関係	<p>住宅版エコポイント発行の対象となっている同じ設備について、この補助金と重複して受給することができませんのでご注意ください。</p> <p>エコ住宅の新築に際して住宅エコポイントを申請している場合に、その新築住宅の窓を、県の補助金の補助対象設備として申請すると、住宅エコポイントと重複となり、エコポイントが認められないこととなりますのでご注意ください。</p> <p>エコ住宅の新築に際して設置する高効率給湯器や太陽光発電設備は、住宅エコポイントの発行の対象でないので、これを補助対象として県に申請しても住宅エコポイントとの重複とはなりません。</p> <p>県のこの補助金は、国の基金を財源としています。そのため、国の補助金に重複受給できない定めがある場合は、この補助金も重複できないこととなります。</p>
3	市町の補助金との関係	県のこの補助金では、市町の補助金との重複受給を制限していませんが、市町の補助金の定めで重複支給できないものに該当することも考えられますので、直接当該市町にご確認ください。

(3) 補助対象とする設備の工事完了日のうち、何れか遅い方がこの補助事業の工事完了日となります。(太陽光発電システムの工事完了日については、電力会社と対象システムの電力受給を開始した日としますのでご注意ください。)

(4) 太陽光発電設備を設置する場合は、[「ながさき太陽光倶楽部」](#)に入会し、年1回の「発電実績の報告」の実施をお願いします。
このことに伴い、昨年まで実施していた「太陽光発電実績報告」は省略します。

6. 実施要綱・実施要領・様式等

- 一般住宅省エネ設備導入支援事業補助金実施要綱・様式
- 一般住宅省エネ設備導入支援事業補助金実施要領・様式

実施要綱・実施要領は4月25日(月)に未来環境推進課のホームページに掲載します。

様式についてはダウンロードしてご利用ください。

県の要綱の内容及び申請等手続きには、J - P E C 規程の内容に基づくものがありますので確認してください。 J - P E C のホームページ <http://www.j-pec.or.jp>

7 . 問い合わせ先

長崎県 環境部 未来環境推進課 (地球環境班)

電話 : 0 9 5 - 8 9 5 - 2 5 1 2

ホームページ : <http://www.pref.nagasaki.jp/kankyo/mirai/>

別表「対象設備」

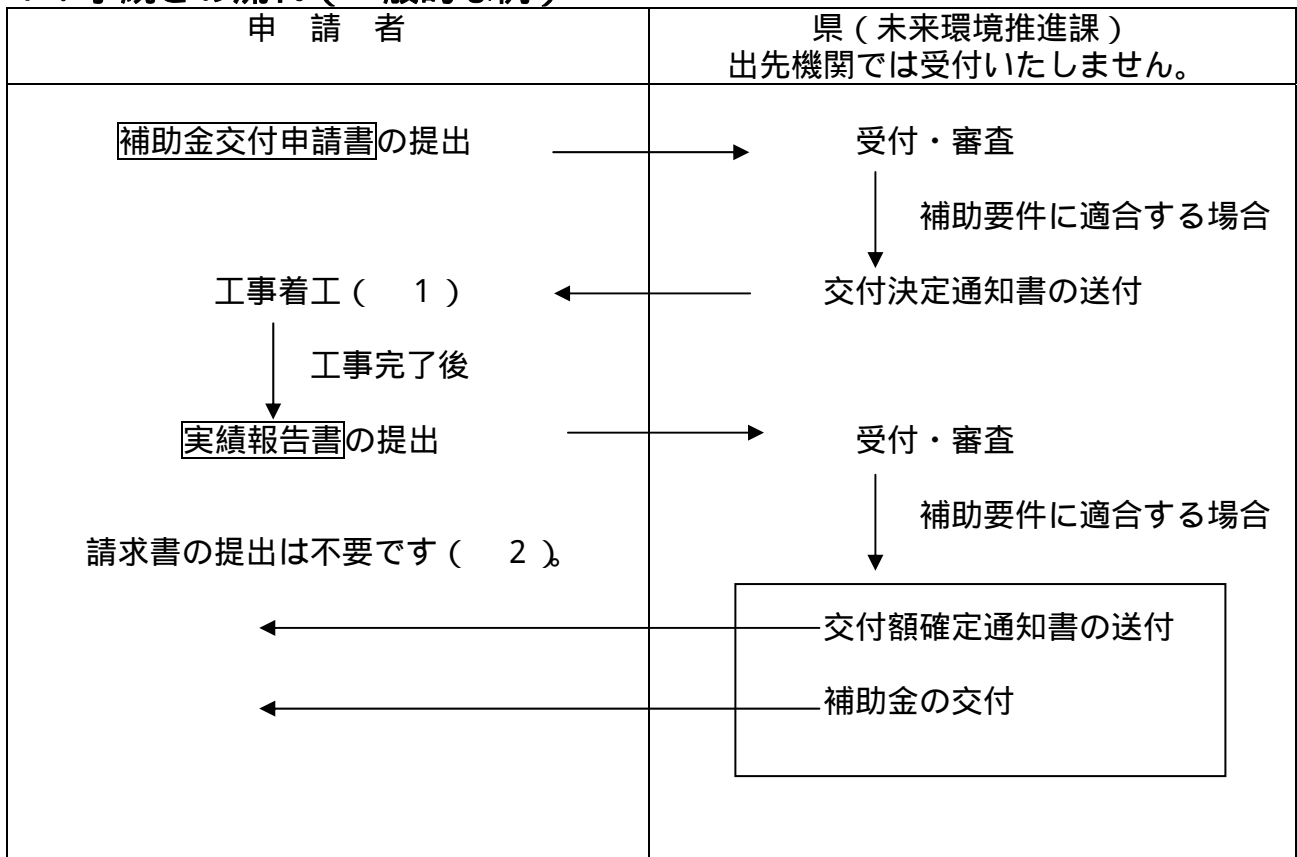
(対象設備)

	対象設備	対象設備の要件									
太陽光発電設備	ア 住宅用太陽光発電システム	一般社団法人太陽光発電協会内の太陽光発電普及拡大センター(以下「J-PEC」という。)が交付する住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金又は住宅用太陽光発電導入支援対策補助事業(以下「J-PEC 補助金」という。)の対象となる住宅用太陽光発電システム(ただし、最大出力の合計値は、1kW以上10kW未満とする。)									
省エネ設備(A)	イ 住宅用太陽熱温水器	太陽熱を集めて給湯に利用する太陽熱温水器及び不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され給湯や空調に利用するソーラーシステムであり、財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けたもの									
	ウ CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)	年間給湯効率が3.0以上(ただし、寒冷地・塩害地向け機種、2缶タイプ、角型1缶タイプ、200L以下の小容量タイプ、一体型タイプ、多機能タイプについては2.7以上)であること									
	エ 潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)	(定格給湯能力60号以下の)潜熱を回収する熱交換器を備えている給湯器で、給湯効率が90%以上であること									
	オ 潜熱回収型石油給湯器(エコフィール)	(定格給湯能力60号以下の)潜熱を回収する熱交換器を備えている給湯器で、給湯効率が90%以上であること									
	カ 家庭用ガスエンジン・コージェネレーションシステム(エコウィル)	ガスエンジンユニットのJIS規格に基づく総合効率が低位発熱量基準で80%以上であること									
	キ 家庭用燃料電池・コージェネレーションシステム(エネファーム)	一般社団法人燃料普及促進協会における、民生用燃料電池導入支援補助金における補助対象システムとして指定されたものであること。									
	ク ヒートポンプ式温水床暖房システム	メーカーのカatalog仕様書等により、省エネ効果が確認できるものであること。									
ケ ハイブリッド給湯器	空気熱源ヒートポンプとガス熱源器を組み合わせた給湯器であって、給湯効率が90%以上であること。また、ヒートポンプのエネルギー消費効率(COP)が3.0以上であること										
省エネ設備(B)	コ 二重サッシ、複層ガラス、又は窓ガラスへの断熱フィルムの設置工事	<p>専門の業者が施工したもので、5万円以上の工事であること ただし、知事が別に定める基準に適合するものに限る 知事が別に定める基準</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>二重サッシ</td> <td>主として居住する部屋(リビング等)に設置されるものであること。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>複層ガラス</td> <td>主として居住する部屋(リビング等)に設置されるものであり、カatalog又は仕様書等で省エネ効果が確認できるものであること。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>窓ガラスへの断熱フィルムの設置工事</td> <td>主として居住する部屋(リビング等)に設置されるものであり、カatalog又は仕様書等で省エネ効果が確認できるものであること。</td> </tr> </table>	1	二重サッシ	主として居住する部屋(リビング等)に設置されるものであること。	2	複層ガラス	主として居住する部屋(リビング等)に設置されるものであり、カatalog又は仕様書等で省エネ効果が確認できるものであること。	3	窓ガラスへの断熱フィルムの設置工事	主として居住する部屋(リビング等)に設置されるものであり、カatalog又は仕様書等で省エネ効果が確認できるものであること。
	1	二重サッシ	主として居住する部屋(リビング等)に設置されるものであること。								
2	複層ガラス	主として居住する部屋(リビング等)に設置されるものであり、カatalog又は仕様書等で省エネ効果が確認できるものであること。									
3	窓ガラスへの断熱フィルムの設置工事	主として居住する部屋(リビング等)に設置されるものであり、カatalog又は仕様書等で省エネ効果が確認できるものであること。									
サ LED照明器具	専門の業者が施工したもので、光源のみでなく、照明器具の入替えや新設を伴うもので、5万円以上(税込)の工事であること。										

対象設備の設置の契約は県内事業者(県内に本店又は事務所機能を有する支店等がある事業者をいう。以下同じ。)が行わなければならない。ただし、概要資料4.(3)のいずれかに該当する場合を除く。

平成 2 3 年度一般住宅省エネ設備導入支援事業（概要）

1 . 手続きの流れ（一般的な例）



- 1 交付決定前であっても平成 2 3 年 4 月 1 日～平成 2 3 年 5 月 2 0 日の間に対象設備の何れかの設置工事に着工した場合は申請可能です（ただし申立書の提出が必要です）。
- 2 実績報告書に振込口座を申し出る欄があります（通帳の指定部分の写しを添付）。

申請手続きに係る留意事項

- ・補助金交付申請書の提出は県未来環境推進課へ郵送又は直接持参とします。（郵送の場合は、書留など到達が確認できる方法でご提出ください。）
- ・提出書類には提出の期限があります。また、予算の額に達した場合は、受付できませんので、注意してください。
- ・設備の変更時には変更承認申請手続きが必要となる場合があります。

2 . 主な条件等（詳しくは、要綱・要領等で必ずご確認ください）

（要綱・要領等は 4 月 2 5 日（月）に県未来環境推進課のホームページに掲載します。）

- ・太陽光発電システムや省エネ設備を新たに複合的に設置することが条件です。太陽光発電システムや省エネ設備の単独の設置のみでは補助対象となりません。
- ・県の交付決定通知書がお手元に届いてから工事着工していただきます。（急ぎ工事に着手したい場合は、県未来環境推進課へご相談ください。）
（なお、交付決定前であっても 4 月 1 日から 5 月 2 0 日までに太陽光発電システム又は省エネ設備設置工事に着工した場合には、申請が可能です。）
- ・原則として、県内事業者が施工する必要があります。
（例外として県の定める条件に該当する場合は、規定の申立書を提出することで申請可能です。）